

[施開様式 2]

都立学校施設使用団体登録申請書

都立学校の施設の使用に当たっては、「都立学校開放施設の使用に関する条件」を理解し、「施設使用に関する決まり」を遵守します。

令和 年 月 日

東京都立赤羽北桜高等学校

開放事業運営委員長 殿

責任者氏名

団 体	名 称				
	活動目的				
	人 数		人 (うち都内在住・在勤・在学 人)		
責 任 者 1	氏 名		(歳)		
	住 所		〒		
	連 絡 先	電話番号	※日中、連絡が取れる番号を御記入ください。		
		ファクシミリ番号			
e-mail					
責 任 者 2	氏 名		(歳)		
	住 所		〒		
	連 絡 先	電話番号	※日中、連絡が取れる番号を御記入ください。		
		ファクシミリ番号			
e-mail					
団体区分		地域スポーツクラブ・地域青少年スポーツ団体・地域スポーツ団体・一般スポーツ団体・障害者団体・学習文化団体			
※登録受付日		※		登録 番号	
※摘要		※			

注：1 ※印欄は記入しないでください。

2 団体区分の詳細については、裏面の団体区分表を参照の上、記入してください。

3 本様式に登録団体構成表【施開様式 3】を添付してください。

4 団体登録内容に変更が生じた場合は、本様式を再提出してください。

※ 下記の【団体区分表】から、登録申請する団体の対象・人数・要件等を参照の上、該当する団体区分を選択してください。

【団体区分表】

スポーツ団体等の区分

団体区分	対象	人 数	要件等
地域スポーツクラブ			区市町村に登録している「地域スポーツクラブ」の活動として利用する団体
地域青少年スポーツ団体	主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された営利を目的とせず、組織的・計画的な活動を行う団体（指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体）	10名以上	開放校が所在する区市町村に在住・在勤・在学する者で構成された団体（学校により隣接区市町村を地域としている場合があります。詳しくは当該校に御確認ください。） 青少年の健全育成を目的とし児童・生徒・高校生相当の18歳までの者を主な構成員とする団体
地域スポーツ団体			上記以外
一般スポーツ団体			上記以外
障害者団体		5名以上（支援者等を含む。）	

学習文化団体の区分

団体区分	対象	人 数・要 件 等
学習文化団体	主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された営利を目的としない団体（指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体）	5名以上

※ 学習文化団体が体育施設を使用することもある。

都立学校開放施設の使用に関する条件（全都立学校共通事項）

- 1 原則として、事前に提出した登録団体の構成員以外の者は、施設を使用できない。
- 2 責任者は、使用日時に使用団体に同行する。
- 3 責任者は、管理指導員との連絡を密に行い、管理指導員の指示等を使用者に周知徹底させる。
- 4 使用者は保険に加入する。
- 5 学校の敷地内は、全面禁煙とする。
- 6 使用者は、使用承認された施設以外の場所への立入りは厳禁とする。
- 7 使用後は、直ちに設備を現状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行う。
- 8 使用者が出したゴミ等は、使用団体が持ち帰る。
- 9 使用者相互の呼出し、連絡等に学校の電話を使用することはできない。
- 10 使用者の事故等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとる。
- 11 使用者は、施設等を破損した場合、管理指導員に申し出、責任を持って速やかに原形に復する。
- 12 その他、登録団体は、都立学校施設開放事業実施要領及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用の決まりに基づいて開放施設を使用する。
- 13 登録証及び使用申請書に虚偽の記載があった場合、使用の停止及び登録の取り消しをする。
- 14 開放事業運営委員会は、使用状況等から特に必要と判断した場合、使用を取り消すことができる。
- 15 使用承認後でも、学校教育上必要が生じた場合、その承認を変更し又は取り消すことができる。